

住民監査請求について

1. 請求権者 鋸南町の住民
2. 請求対象 違法もしくは不当な
 - ①公金の支出
 - ②財産の取得、管理もしくは処分
 - ③契約の締結もしくは履行
 - ④債務その他の義務の負担
 - ⑤公金の賦課もしくは徴収を怠る事実
 - ⑥財産の管理を怠る事実上記①～⑥により町に損害をもたらした場合に対象行為のあった日又は終わった日から原則1年以内に請求を行う必要があります。
3. 様 式 規則で定める様式はありませんが、下記事項を記載すること。
4. 記載事項
 - ①表題「千葉県安房郡鋸南町職員措置請求書」
 - ②請求の趣旨（字数制限なし）
千葉県安房郡鋸南町（職名）（氏名）に関する措置請求の要旨
ア 対象となる財務会計、事務の行為または怠る事実
イ 求める措置の内容
ウ 違法もしくは不当事由
 - ③請求人の住所、氏名（自署）、職業、押印（実印以外でも可）
 - ④事実証明書（該当すべき事実を具体的に指摘するもの）
 - ⑤請求の年月日 監査担当窓口へ請求を行う日
 - ⑥宛て「鋸南町監査委員」
5. 提 出 請求書が要件を満たしている場合、監査委員事務局（議会事務局内）が受理します。但し、受理後、要件に明白かつ重大な瑕疵がある場合、監査委員が請求書の補正を求めることがあります。
6. 監 査 受理された監査請求については、「60日以内」に監査結果が通知されます。期間の起算日は、收受印の日付の翌日となります。なお、收受後に補正があった場合でも、起算日は変更されません。